

（個別論点）業務範囲について

- 業務範囲
- 他インフラとのバンドリング
- 広域化とコンセッションのあり方・形態

○業務範囲について

- 現行ガイドラインにおいては、業務範囲の一例として、「下水道事業総体」または「A処理区総体」等の形で運営権設定を行った場合を例示しているところ。
- 先行事例においては、それぞれの事業背景や特性より、様々な業務範囲（処理区・施設・業務内容）が設定されている。

○ ガイドラインに業務範囲の設定の考え方について、反映してはどうか。

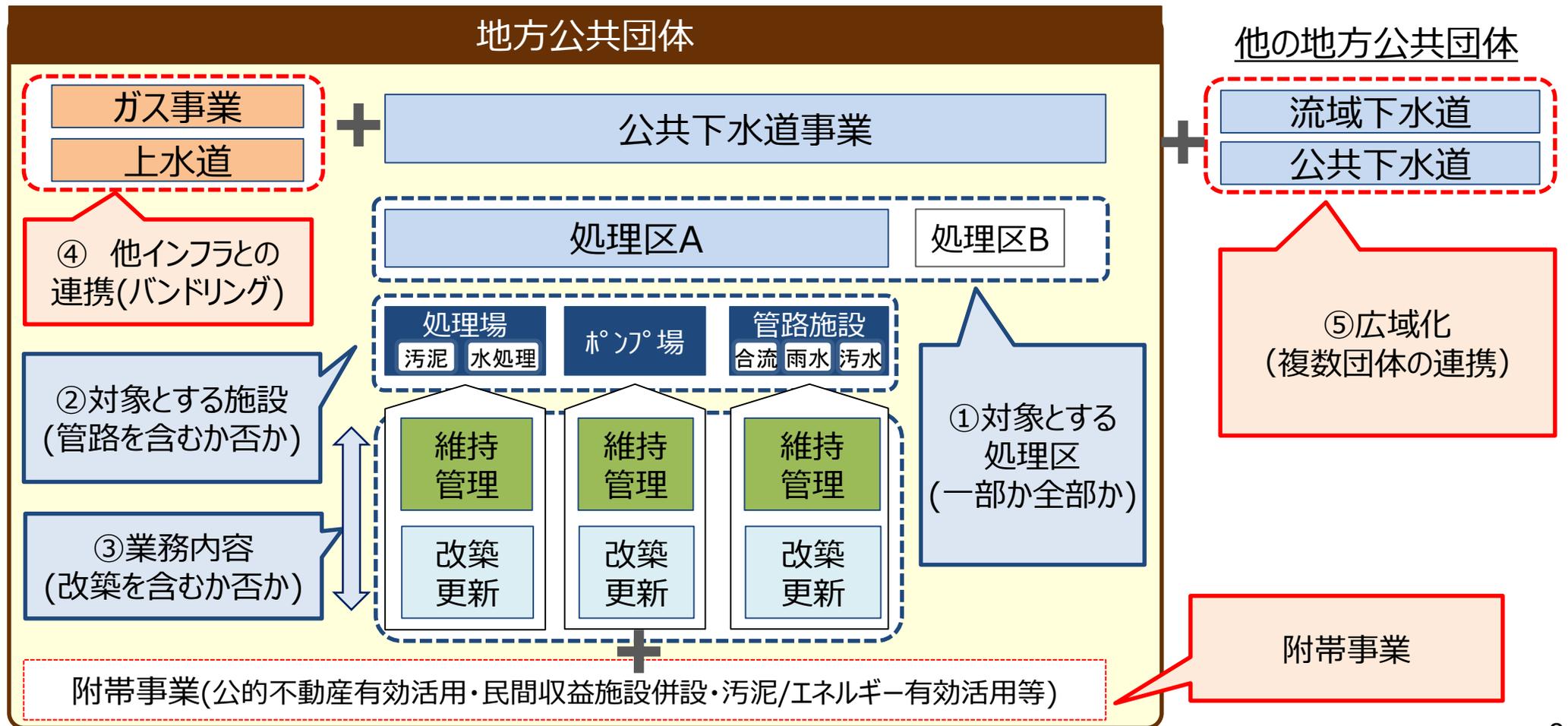
事業	浜松市公共下水道	須崎市公共下水道	宮城県流域下水道																																								
概要		<table border="1"> <thead> <tr> <th>公営下水</th> <th>人口 (人)</th> <th>総延長 (km)</th> <th>事業費 (千円)</th> <th>維持管理費 (千円)</th> <th>事業者</th> <th>維持管理費 (千円)</th> <th>事業者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全体計画</td> <td>2,490 (12,255)</td> <td>415</td> <td></td> <td></td> <td>株式会社</td> <td></td> <td>株式会社</td> </tr> <tr> <td>計画区域</td> <td>2,220</td> <td>57</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>推計区域</td> <td>1,762</td> <td>45</td> <td>3,706,457</td> <td>32,493</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>推計人口</td> <td>1,238</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	公営下水	人口 (人)	総延長 (km)	事業費 (千円)	維持管理費 (千円)	事業者	維持管理費 (千円)	事業者	全体計画	2,490 (12,255)	415			株式会社		株式会社	計画区域	2,220	57						推計区域	1,762	45	3,706,457	32,493				推計人口	1,238							
公営下水	人口 (人)	総延長 (km)	事業費 (千円)	維持管理費 (千円)	事業者	維持管理費 (千円)	事業者																																				
全体計画	2,490 (12,255)	415			株式会社		株式会社																																				
計画区域	2,220	57																																									
推計区域	1,762	45	3,706,457	32,493																																							
推計人口	1,238																																										
特徴	市内の一処理区における処理場及びポンプ場の改築更新（機械電気のみ）及び維持管理	市内唯一の処理区における処理場及び管路施設の維持管理	県内7流域事業のうち、4流域事業における終末処理場及びポンプ場の改築更新（機械電気のみ）及び維持管理																																								

○先行案件事例における業務範囲

事例	期間	区分	事業範囲	備考
浜松市	20年間	対象処理区	一部の処理区	市町村合併により静岡県より移管を受けた西遠処理区のみが対象となっている。 *他処理区は市が直営または包括的民間委託により実施。
		対象施設	処理場（水処理施設・汚泥処理施設）、ポンプ施設のみ	
		業務区分	改築更新（機械電気のみ）及び維持管理	
須崎市	20年間	対象処理区	全処理区（唯一の処理区）	須崎市内唯一の処理区を対象としている。
		対象施設	汚水に係る全施設（処理場（水処理施設・汚泥処理施設）、管路施設）	*水処理施設は、H35まで国交省が所有権を有しているため、コンセッションの対象はH36以降予定。 *雨水施設については仕様発注の委託により実施する方針。 *漁業集落排水施設及びクリーンセンターについては包括的民間委託により実施する方針。
		業務区分	維持管理のみ	
宮城県	20年間	対象処理区	一部の流域下水道	全7流域事業のうち、中南部下水道事務所の管轄にある4流域事業を対象としている。 *管轄が異なり地理的にも離れている残りの3流域事業は指定管理によって継続。
		対象施設	処理場（水処理施設・汚泥処理施設）、ポンプ施設のみ	*下水道のほか、水道用水供給事業及び工業用水道事業との一体的なコンセッションを検討。
		業務区分	改築更新（機械電気のみ）及び維持管理	

○業務範囲の整理

- リスクや効率性、民間事業者の参画意欲等をもとに、次の観点から、運営権者の業務範囲が整理される。
 - ①地理的範囲（処理区等） ②施設範囲（処理場・管路等） ③業務内容（維持管理・改築更新等）
- あわせて、事業対象となる ④他インフラとの連携（バンドリング） ⑤広域化（複数団体の連携） 等も含め、それぞれ論点として整理し、ポイント・留意点をガイドラインに反映させることとする。



① 業務範囲〔対象とする処理区〕

論点①

コンセッションを導入するエリア（自治体内の全処理区等を対象／一部の処理区等のみを対象）についてのポイント・留意点。

整理・分析

一部の処理区を対象

全処理区を対象

✓ 管理者側が実務を通じた技術継承を行うことが可能となる処理区が残る。

✓ 業務範囲が大きくなることから、効率化の余地がより大きくなる可能性がある。
 ✓ 民間に事業の大部分を委ねることから、管理者側の体制のスリム化を図ることができる。

<期待される効果>

✓ 当該処理区等と他処理区等で同水準のサービスレベルや料金を維持する必要がある。
 ✓ 事業規模が小さくなるため、事業性の確保に影響を及ぼす可能性がある。

✓ 管理者は下水道事業の運転維持管理を行う機会がなくなるため、実務を通じた技術継承や運営権者撤退時の対応が課題となる。

<検討課題>

ポイント

- 事業に求める効率性（管理者）
- 事業性の確保（民間事業者の参画意欲）
- 管理者側での技術継承の必要性、運営権者撤退時の対応等

② 業務範囲〔対象施設〕

論点② コンセッションの対象施設（処理区等内にある全施設／一部施設）についてのポイント・留意点

整理・
分析

処理区内の一部施設に限定
（処理施設（汚泥処理／水処理）等のみなど）

全施設（処理施設＋管路施設）
（管路施設のみ[処理施設を有していない場合]）

＜期待される
効果＞

- ✓ 民間に委ねる業務範囲が一部の施設に限定され、民間が負うリスクも限定される。
- ✓ 処理施設等のみを対象とする場合には、事前にリスク等を判断、民間事業者の参画意欲が向上する可能性がある。

- ✓ 業務範囲の拡大、処理施設と管路施設の一体的運用による効率性向上の可能性はある。
- ✓ 民間に事業の大部分を委ねることから、管理者側の体制のスリム化を図ることができる。
- ✓ 事故等発生時、民間事業者による迅速、柔軟な対応が図られることもある。

＜検討課題＞

- ✓ 資産規模及び事業規模が小さくなるため、民間事業者の参画意欲に影響を及ぼす。
- ✓ 管理者は引き続き対象外施設の維持管理や修繕対応が必要なことから、これらに対応可能な体制を維持する必要がある。
- ✓ 処理施設と管路の一体的運用が困難である。

- ✓ 管路施設を含むため、管路に起因する維持管理のリスクが含まれることとなる。
- ✓ 大雨時に溢水・浸水リスクが生じる可能性がある。
- ✓ 事故等発生時、民間事業者は迅速な対応が求められ、損害賠償等に関するリスクを負うことがあり得る。
- ✓ 雨水管・合流管も対象とするか十分な検討が必要。

ポイント

- 事業に求める効率性（管理者）
- 事業性の確保（民間事業者の参画意欲）
- リスクの種類と影響の程度（大雨時の溢水・浸水リスク等）、（管路）事故時等の対応
- 施設状況に係る情報整理・開示（特に管路については予見が困難）
- 管理者側における事業実施体制（管理者側が事業を継続する場合の体制）

※管路については雨水管・合流管も対象とするか等の検討も重要。

③ 業務範囲 [維持管理／改築更新]

運営権者が行う業務範囲（維持管理のみ／維持管理と改築更新を含む全て）についてのポイント・留意点

論点③

整理・分析

<期待される効果>

維持管理のみ

- ✓ 従前と同様、管理者が自ら立案する計画に基づき、改築更新を行うことが可能となる。
- ✓ 処理方式等、施設の根幹にかかわる部分への変更を抑制することが可能となる。

全業務（維持管理＋改築更新）

- ✓ 維持管理を考慮した計画や設計、施工の実施が可能となる。
- ✓ 業務範囲が大きくなることから、効率化の余地がより大きくなる可能性がある。

<検討課題>

- ✓ 業務範囲が小さくなることから、効率化の余地が最も小さく可能性がある。
- ✓ 改築については、引き続き設計・積算・発注を管理者側で行う必要があり、職員を確保する必要がある。

- ✓ 運営権者による処理方式を含めた変更も可能となり、要求水準や実施契約等により、運営権者が実施可能な範囲等を定める必要がある。

改築更新の対象範囲を機械電気に限定することも考えられる。

ポイント

- 事業運営の効率性
- 事業性の確保（民間事業者の参画意欲）
- 施設の健全度（改築工事発生の可能性）
- 民間事業者による創意工夫の期待

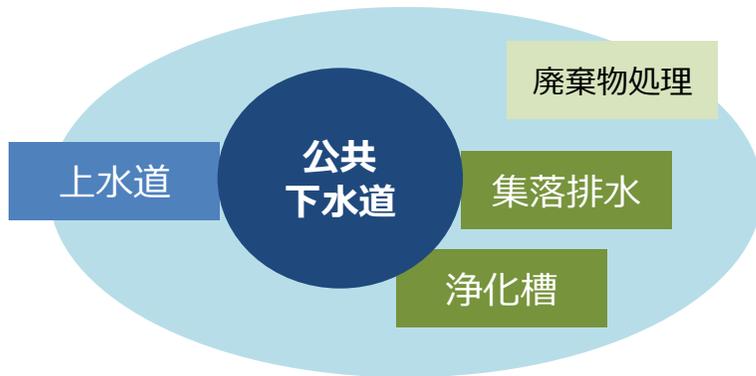
※ 改築更新の対象を土木・建築を含む全業務とするか、機械電気に限定するか等の検討も重要。

④ 業務範囲〔他インフラとのバンドリング〕 新規項目

論点④ 下水道事業と他インフラとの連携（バンドリング）を図るにあたってのポイント・留意点

下水道事業単独では事業化が困難なものについても「バンドリング」や「広域化」等により、事業としての成立性を高めるなどの工夫を行うことが重要（PPP/PFI推進アクションプラン）

＜下水道との連携が想定される他インフラ（例）＞



＜想定される連携による効果＞

想定される効果	具体例
コスト削減	一体管理による運転管理・設備点検の効率化 薬品等の大量購入による価格低下
組織のスリム化	業務の共通化による雇用人員の削減
エネルギー	下水汚泥等を活用したエネルギーの効率化

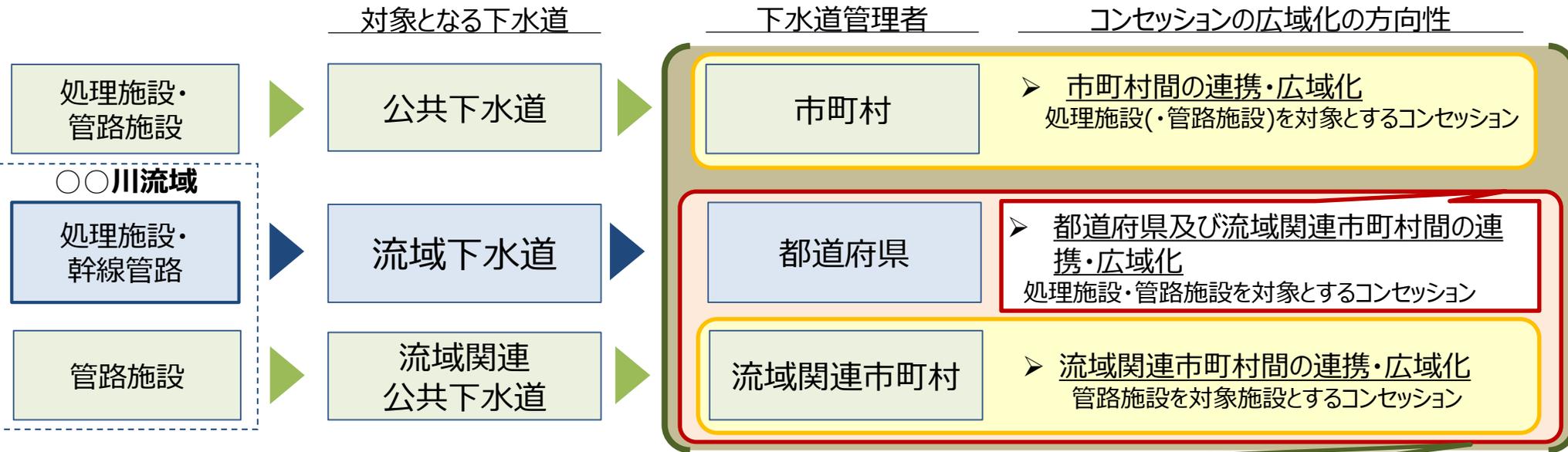
＜連携における主なポイント・留意点＞

ポイント	留意点
業務範囲	連携による効果を実現できる業務範囲となっているか
競争性のある選定	JV・コンソーシアム全体で複数インフラが運営できる体制で足りる等、競争性のある公募が実現できる参加資格となっているか（複数インフラを共通して運営した実績のある者のみに限定すると、競争性のある公募が実現できない）
連携(バンドリング)の担保	事業期間中も連携が継続する仕組み（契約解除の連動等）となっているか
地域共生	地域との健全な連携に配慮したスキームとなっているか（地元排除となっていないか）

論点⑤ 広域化（周辺自治体と一体的にコンセッションを行う場合）にあたってのポイント・留意点

下水道事業単独では事業化が困難なものについても「バンドリング」や「広域化」等により、事業としての成立性を高めるなどの工夫を行うことが重要（PPP/PFI推進アクションプラン）

＜イメージ 流域下水道・（流域関連）公共下水道におけるコンセッションを活用した広域化について＞



都道府県、市町村（公共下水道）及び流域関連市町村間の連携・広域化

※都道府県と市町村（公共下水道）間の連携、市町村（公共下水道）と流域関連市町村間の連携も想定可

ポイント

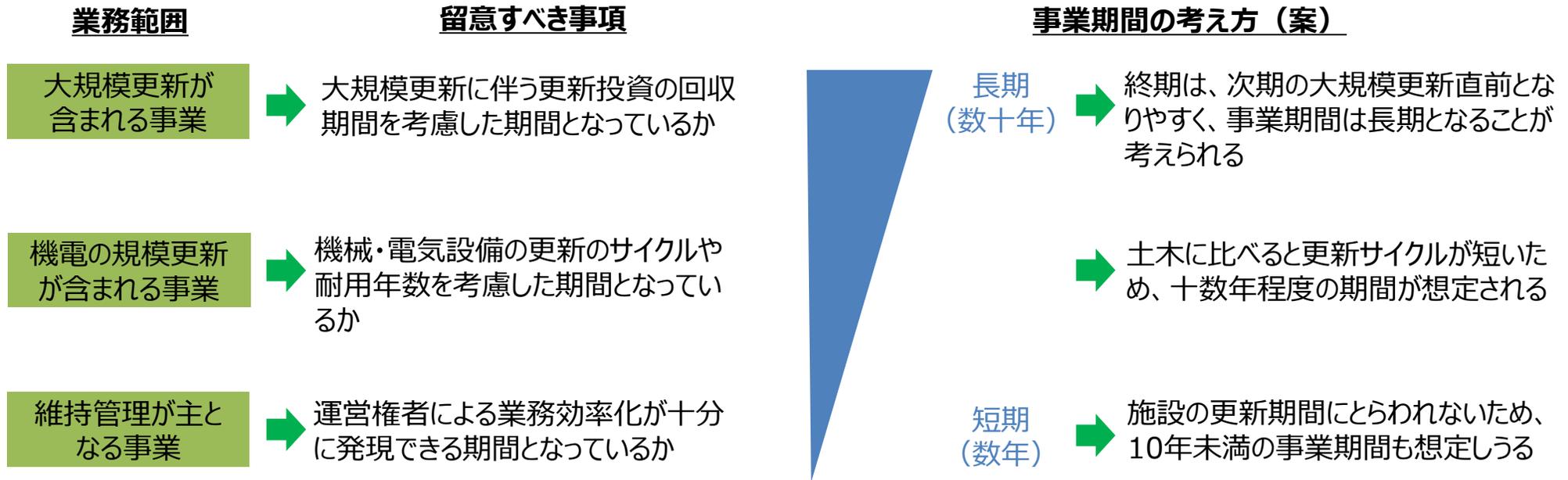
- （流域関連を含む）公共下水道を管理する複数の地方公共団体が連携してコンセッションを実施し、広域化を図ることが想定される（業務範囲は管路施設のみの場合もあり）。
- さらに、同一流域内の流域下水道・流域関連公共下水道を一体的にコンセッションの対象とすることによる広域化や、流域外の公共下水道との広域化もあり得る（業務範囲は処理施設・管路施設）
- いずれも、それぞれの管理者から同一のSPCが運営権事業を受託することなどが想定される。

⑥ 業務範囲 [業務範囲に応じた事業期間の設定]

論点⑥

業務範囲や各事業の背景・特性に応じた適切な事業期間を設定するにあたってのポイント・留意点
 ※事業期間について、特段法令等で上限・下限・具体的な期間等を定められていない。

<業務範囲と事業期間設定上の留意点(例)>



ポイント

各地方公共団体において事業期間を設定するに当たり、考慮すべき項目や留意事項

- 管理者側での事業計画(再構築等の計画)
- 既存施設の耐用年数及び健全度
- 業務範囲(維持管理のみ、機電等の改築更新、処理場全体等の大規模改築更新)
- その他(例えばFITの活用を想定する事業等においては、その対象期間)